

サービス共同調達仕様書兼入札説明書

平成30年7月

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会

1. 事業名

ファイル無害化サービス導入事業

2. 共同調達及び事業の背景と目的

秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（以下「協議会」という。）は、秋田県町村会（以下「県町村会」という。）に事務所を置く協議会である。

平成25年度、26年度に希望する町村でパソコン等の共同調達を行い、各町村における経費負担の軽減、事務手続きの簡素化、住民サービスの向上を推進している。

平成27年11月に総務省の自治体情報セキュリティ対策検討チームの報告書において、個人番号利用事務及び個人番号関係事務（内部ネットワーク）について、外部ネットワーク（インターネット）からの切り離しなどのセキュリティ強化を行うよう示された。インターネットと内部ネットワークとの分離後、異なるネットワーク間でファイルの受渡しが必要となった場合には、「ウイルスの感染のない無害化通信を図ること」、「ファイル無害化機器、ソフトウェア、サービス等の活用などを検討いただくことが望ましい」（平成27年11月24日「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化に向けて～自治体情報セキュリティ対策検討チーム報告～」）と示されている。

通常の業務において、住民との情報伝達、業者とのファイルの授受など、インターネットと内部ネットワークとの間でファイルの受渡しをすることは必要であり、全自治体が検討している課題であると考えている。町村の内部ネットワークの回線については、L GWANを利用することができるため、L GWAN-ASPのファイル無害化サービスを受けることができる。

L GWAN-ASPのサービスを共同で調達することにより、初期設定費用、基本料金等の点において、各町村の経費負担軽減を目的とする。

3. 共同調達について

(1) 本協議会の実施する共同調達とは、協議会の会員である1以上の町村（以下、共同調達参加団体と言う）が共同で物品等の調達を行うことを言います。

(2) 共同調達物品の入札（本書に係る入札）は、協議会が執り行い、調達物品に係る契約は原則として各共同調達参加団体と落札事業者の間で個別に締結します。

契約についての詳細は、12. 契約についてに示すとおりです。

(3) 本書に係るサービスの共同調達参加団体は以下の団体です。

ファイル無害化サービス（9町村）

4. 調達の種類

使用許諾

5. 競争入札に付する調達の内容

入札物件

(入札物件名) ファイル無害化サービス

次に掲げる(1)から(2)について入札します。

(1) ファイル無害化サービス 9町村

(2) ライセンス数 906ライセンス

6. 調達サービスの仕様

(1) 本件調達サービスの仕様等は、別紙「仕様書明細／見積書」に示すとおりです。

(2) サービス仕様は全て必須の仕様です。

(3) 必須の仕様は共同調達参加団体が必要とする最低限の仕様を示しており、入札サービスの性能等がこれを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格とし、落札決定の対象から除外します。

(4) 入札サービスが仕様を満たしているか否かの判定は、協議会において、入札サービスに係る提出資料の内容を審査して行います。

7. ライセンスの数量

町村ごとに導入するライセンス数は別紙「仕様書明細／見積書」に示しておりますが、落札事業者と当該町村の協議により変更できることとします。

また、「仕様書明細／見積書」に記載の数量については、参加町村の6月議会における補正予算議決状況により変更の可能性があります。その際、この入札に参加するその他町村の入札後の立場に何ら影響を与えないものとします。

8. 入札参加資格要件

本調達における入札参加資格要件は、以下の条件をすべて満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更生手続開始の申立がなされている者でないこと

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと
- (4) 全ての共同調達参加団体において競争入札に参加する必要な資格を有する者であること
- (5) 全ての共同調達参加団体において指名停止又は指名保留処分（措置期間中を含む）を受けていない者であること

9. 入札に必要な提出書類

本入札では、入札金額を記入した入札書の提出の前に、提案されたサービスの仕様等について、本書を満たしているかについての審査を行います。

(1) 事前審査時提出書類

- ① 参加表明書 1部
- ② 入札サービスの仕様書 1部

(2) 入札時提出書類

- ① 入札書
- ② 委任状（入札日に出席する者が代理人である場合）

10. 入札参加に必要な書類の提出および結果の通知

(1) 事前審査書類の提出

- ① 提出期限
平成30年7月18日(水)午後5時
- ② 提出先
〒010-0951
秋田県秋田市山王四丁目2番3号 秋田県市町村会館2階
電話 018-862-3851
秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（秋田県町村内）
- ③ 提出方法
持参
- ④ 事前審査期間
平成30年7月9日(月)から平成30年7月18日(水)まで

(2) 事前審査の実施

入札参加希望者が、入札参加資格要件及び仕様書の内容を満たしていることなど事前審査を実施します。協議会が必要と認めた場合には、入札参加希望者に対して個別にヒアリングを行ったうえ、提出書類の修正を求める場合があります。

(3) 事前審査結果の通知

事前審査の結果、提出書類の修正を求めても修正がなされなかった場合、または、修正結果が審査基準に満たなかった場合には、入札に参加することはできません。

審査結果は、審査期間終了後、メールまたはFAXにより速やかに通知します。

11. 入札

(1) 入札日時および場所

① 日時

平成30年7月24日（火）午前10時

ファイル無害化サービス

ただし、進行状況によっては開始時間が前後することもあります。

② 場所

〒010-0951

秋田県秋田市山王四丁目2番3号

秋田県市町村会館会議室

③ 入札説明会の日時及び場所

実施しません。

(2) 入札する金額

入札金額は、各共同調達参加団体の当該金額を合算して算出してください。

入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税を除いた金額を入札書に記載することとします。

(3) 入札を辞退する場合

入札を辞退する場合は、辞退届を入札日時の前日の午後5時までに10（1）

②の提出先に提出してください。

(4) 入札の無効

- ①入札参加資格にない者のした入札および入札の条件に違反した入札
- ②入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ③伝送をもって送付してきた入札
- ④入札書に記名押印を欠く入札
- ⑤入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑥同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- ⑦入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- ⑧記名押印を欠く入札
- ⑨その他、入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札事業者の決定方法

- ①開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- ②予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札事業者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札を実施します。

なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。

- ③落札事業者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札事業者を決定します。
- ④落札事業者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札事業者の決定を留保する場合があります。
- ⑤再度の入札でも落札事業者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うこととします。

(6) 入札結果の共同調達参加団体への通知

入札結果については、落札事業者決定後速やかに各共同調達参加団体に通知します。

1 2. 契約について

(1) 付帯作業の契約

また、落札事業者と共同調達参加団体は、以下の手順に従い契約について協議を行うこととします。

① ライセンス数等

ライセンス数等は、落札事業者と共同調達参加団体の協議により、変更できることとします。

② 契約形態

共同調達参加団体が落札事業者との間で使用許諾契約を締結し、代金は共同調達参加団体が落札事業者に対して直接支払うこととします。

③ 契約年度および契約日

契約年度および契約日は、共同調達参加団体の指示するところによるものとします。

④ 納入期限等

納入期限は、共同調達参加団体が支障のない日とし、契約書に記載されるものとします。

⑤ 支払期限および支払方法

共同調達参加団体が、契約書に記載された期日までに落札事業者に対し口座振込にて一括で支払います。

⑥ 納品条件（オプション作業）の支払い方法

共同調達参加団体と協議し、支払い方法を定めることとします。

1 3. その他

(1) 提案するサービスは、原則として入札時点で製品化されていることが必要です。入札時点で製品化されていないサービスによって応札する場合には、機器仕様を満たすことと納入期限までに製品化され納入できることを証明する書面を提出してください。

(2) 提案に際しては、提案サービスが本書の仕様をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを具体的かつ明確に記載してください。なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付けることが必要です。

(3) 入札に係る仕様書はファイルに綴じ、1部提出してください。

(4) 当共同調達仕様書兼入札説明書について質疑がある場合は、平成30年7月13日(金)午後5時(期限厳守)までに下記へ電子メールでお問い合わせください。

問い合わせにあたっては、業者名、問い合わせ者の氏名・所属・メールアドレスを必ず明記してください。

○問い合わせ先：秋田県町村電算関連物品等共同調達協議会（秋田県町村会内）

担当：伊藤

メール：ito-yusuke@akita-chosonkai.gr.jp

電話：018-883-1437

提出された質疑およびその回答は、秋田県町村電算システム共同事業組合ホームページ内に掲載します。なお、当該回答文書は、本仕様書に対して追加又は修正したものとみなします。

秋田県町村会ホームページ

<http://www.akita-chosonkai.gr.jp/>

- (5) 別紙「仕様書明細／見積書」には表紙を必ずつけてください。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (7) 今回の応札に関する事務経費は、全て指名された業者負担とし、また、提出された書類等は全て返還しないものとします。
- (8) 入札保証金は、免除とします。